

姫路市教育委員会会議録（令和7年7月）

○ 日 時 令和7年7月24日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書について

議案第20号 令和8年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択について

日程第4 報告

1 令和7年第2回市議会定例会での審議結果等について

2 市施設における図書の貸出・返却サービスのモデル実施について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員

（事務局）平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、

宮崎教育企画室参事、角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、

城谷城内図書館長、藤岡総務課長、加野学校施設課長、谷本教育企画室主幹、

柳田教職員課長、中尾学校指導課長、田渕健康教育課長、

牛尾健康教育課主幹、中安人権教育課長、古林教育研修課長、

南原育成支援課長、儀武生涯学習課長、大西文化財課長、

中川姫路科学館長、幸田城郭研究室長、坂田埋蔵文化財センター館長

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第 3 議事 及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第 19 号は、会議規則第 15 条第 6 号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 19 号は非公開と決定します。
- 会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 18 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 18 号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、まず、「介護休暇関係」でございますが、人事院規則が改正され、国家公務員の時間単位の介護休暇及び介護時間の取得に

ついて勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いが廃止されることを踏まえ、市立学校職員についても同様の改正をしようとするものでございます。次に、「子育て部分休業関係」でございまして、姫路市職員の育児休業等に関する条例が改正され、後ほどご説明いたします「第1号部分休業」の取得について勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いが廃止されることを踏まえ、市立学校職員について独自に規定している子育て部分休業についても、同様の取扱いとするほか必要な改正をしようとするものでございます。

「2 改正の概要」でございしますが、「介護休暇関係」、「子育て部分休業関係」とともに、休暇・休業の取得を、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものでございます。「その他」でございしますが、まず、姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項において、規則で定めるとしております「3歳に満たない子を養育する職員に対する、育児期両立支援制度等の情報提供・意向確認等の期間」を1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までと規定するものでございます。その他、育児休業条例の改正に伴う規定整理を行っております。

「3 施行期日」につきましては、令和7年10月1日としております。

「4 参考」といたしまして、まず、「(1) 姫路市職員の育児休業等に関する条例の改正について」でございしますが、この条例改正は、本年6月の姫路市議会定例会に議案として提出され、可決されたもので、改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度が拡充されたことに伴い、必要な改正をしようとするものでございます。主な改正内容といたしましては、まず、現行の1日につき2時間の範囲内の部分休業を「第1号部分休業」と定義しまして、先ほどご説明したとおり、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止し、勤務時間の途中でも取得可能となります。また、新たに第2号部分休業を設けまして、1年につき10日相当の時間の範囲内で部分休業を取得できるようになります。次に、「(2) 子を養育する職員の休業等の制度について」、制度及び取得可能な期間を整理した表を掲載しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第18号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第18号は、原案のとおり可決しました。

教育長	○ 次に、 議案第 20 号 令和 8 年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択について 事務局からこの件について説明してください。
(事務局)	○ (学校指導課長 議案第 20 号について説明) 以降の説明で、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校 後期課程を含めております。 令和 8 年度使用小学校用教科用図書一覧です。小学校用教科用図書につきまし ては、令和 5 年度、採択替えを行っております。「姫路市立学校用教科用図書採 択方針」にあります「1 採択に関する基本方針 (6)」により、令和 8 年度は、 現在使用している教科書と同一のものを採択するとなっております。
教育長	○ それでは、令和 8 年度使用の小学校用教科用図書は、現在使用しているものを 引き続き採択することよろしいですか。
(委 員)	[異議なしの声あり]
教育長	○ 異議なしと認めます。引き続き中学校についての説明を、事務局お願いします。
(事務局)	○ (学校指導課長 説明) 令和 8 年度使用中学校用教科用図書について説明いたします。中学校用教科用 図書につきましては、令和 6 年度、採択替えを行っております。採択方針の「1 採択に関する基本方針 (7)」により、令和 8 年度は、現在使用している教科書と 同一のものを採択するとなっております。
教育長	○ それでは、令和 8 年度使用の中学校用教科用図書は、現在使用しているものを 引き続き採択することよろしいですか。
(委 員)	[異議なしの声あり]
教育長	○ 異議なしと認めます。引き続き一般図書についての説明を、事務局お願いしま す。
(事務局)	○ (学校指導課長 説明) この後審議していただく、各学校から申請のあった一般図書の一部を並べてお ります。あわせて各高等学校が新たに使用したい教科書を並べておりますので、 ご覧いただく時間をとっていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
教育長	○ 事務局から、次に採択する一般図書と高校の教科書の閲覧について提案があり ましたので、時間をとりたいと思います。

[図書を閲覧]

(事務局)

○ (学校指導課長 説明)

令和8年度使用文部科学省著作教科書について説明します。文部科学省著作教科書(通称☆印本)は、文部科学省が代表著作者です。この教科書は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が使用することができる教科書になっており、毎年採択を行う必要があります。

教育長

○ 文部科学省の著作本であり、各教科1種しかないので、すべて採択してはどうでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択といたします。引き続き、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○ (学校指導課長 説明)

各学校から申請のあった学校教育法附則第9条による一般図書について、審議をお願いいたします。特別支援学級設置学校長及び書写養護学校長からの申請書を一覧にしたものです。選定については、保護者の意見を参考にして、各学校で学級担任、特別支援コーディネーターの先生方が児童生徒一人一人の障害の程度に合わせて検討し、校長が申請しております。

教育長

○ 各学校校で一人一人の障害の程度に合わせて選定しているということであり、申請どおり採択してはいかがでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択といたします。引き続き、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○ (南原育成支援課長 説明)

令和8年度使用検定教科書の「拡大教科書、点字教科書」の給与につきまして、先ほど採択されました全ての小、中学校用教科書について、拡大教科書と点字教科書の採択をお願いいたします。この種の教科書については、必要とする児童生徒が、いつ姫路市の学校へ転入してきても対応できるように、また、姫路市の子供が、そのような本を必要とした場合にも速やかに対応できるように、全ての学年において使用できるよう採択をお願いいたします。

教育長	○ 各委員の方、ご意見、ご質問をお願いします。
教育長	○ 質問もないようですので、事務局の原案どおり、採択してはどうでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。
(委 員)	[挙 手]
教育長	○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。引き続き、事務局から 高等学校について説明をお願いします。
(事務局)	○ (学校指導課長 説明) 最後に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の教科書採択について説明 いたします。高等学校につきましては、各学校が科目ごとに文部科学省検定済教 科書について、調査研究資料を作成し、その資料を基に、校内で組織した選定委 員会で協議検討し、選定した教科書を教育委員会へ申請する形をとっておりま す。なお、(仮称)姫路市立高等学校につきましては、「令和8年度使用 姫路市 立学校用教科用図書採択方針」の「3採択の方法(2)ア」のとおり、校地校校長 が設置した選定委員会にて選定されたものです。 各校とも、新たに採択したい教科書を含め、来年度使用したい教科書を記載し ています。前年度から引き続き使用する教科書については、学校ごとに、「以下 は、継続使用の教科書で、需要表A表対象外のもの」という欄に記載しています。 新たに採択したい教科書は、姫路高校3冊、琴丘高校1冊、飾磨高校0冊、書写 養護学校2冊となっており、選定理由の欄に黒い丸印を付しております。また、 (仮称)姫路市立高等学校については、新たに16冊の教科書を採択したいと考 えています。すべて、現行の学習指導要領に基づいた検定本からの選定となりま す。以上、市立高等学校及び書写養護学校高等部の教科書の採択についてご審議 をお願いいたします。
教育長	○ 各委員の方、ご意見、ご質問をお願いします。
(問)	総合教育センターで、教科書法定展示会が毎回実施されており、今年は教職員を 含め99名の方に来ていただいておりますが、一般の方が3名しか来られていません。 今回は一般の方の来館が特に少ないように思いますが、従来どおりの告知をしてい ますか。
(答)	小・中学校の教科書の採択替えの年ではないからだと考えています。
(答)	一般の方への周知については、例年、広報ひめじと市のホームページで周知をし ていますが、今回は兵庫県からの開催通知の発出が遅かったために、広報ひめじへ

の掲載ができなかったことも原因かと思います。

教育長

- 各学校が、科目ごとにしっかりと調査、研究をしたということでした。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。

教育長

- 以上で、教科書の採択はすべて終了しました。
事務局から加えて何かありますか。

(事務局)

- ご審議いただきありがとうございます。なお、委員の皆様におかれましては、本日の会議内容の扱いにつきまして、公表までご配慮くださいますようお願いいたします。

教育長

- 次に、
報告事項の1 令和7年第2回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 報告事項の1について説明)
「1 会期」は、令和7年6月4日から30日までの27日間で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり同意又は可決されました。なお、議案第73号は、5月22日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第65号及び議案第75号から第85号までは、6月24日開催の定例教育委員会において、臨時代理に係る承認をいただいたものでございます。
「3 質疑・質問」でございますが、6月12日、13日及び16日に12人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては10人の議員から、15項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。
6月12日には、市民クラブの常盤真功議員、自由民主党の重田一政議員から個人質疑・質問がありました。
常盤議員からは、「姫カツ連携活動への市の対応について」、「学校給食の充実について」及び「市民からの寄贈本の受入れ及びリユースについて」質問がありました。このうち、「二次調理の対応について」につきましては、申し出があった児童に対し本年4月から運用を開始しており、安全な給食を提供できている。全市の小中学校で一律的な運用を進めるため、実施に際しては、実施要件や実施方法を定めた要綱及びマニュアルを策定し、当該校においては調理器具の調達や調理従事者に対し研修も行った。二次調理を必要とする児童等の個々の状態に応じた対応が必要ではあるが、基本的な条件整備は整えている。今後、新たな申し

出があれば、関係機関と十分な調整を図り実施していきたい、と答弁いたしました。

重田議員からは、「新年度のクラス替えについて」質問がありました。姫路市における新年度の学級編制の対応につきましては、各学校において児童生徒の多様性や人間関係などを考慮しながら、慎重に検討や協議を行っている。保護者の思いを傾聴し、不安に感じていることに対して学校ができる教育的配慮について説明し、理解を得られるよう努めている、と答弁いたしました。

6月13日には、公明党の白井義一議員、新生ひめじの東影昭議員、日本維新の会の竹中由佳議員、姫路無所属の会の嶋谷秀樹議員、改革無所属の会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

白井議員からは、「デジタル社会に内在するリスクと課題」及び「こどもの健やかな成長を支える」について質問がありました。このうち、「ネットリテラシーの向上」につきましては、小学生、中学生、高校生が使える情報モラル教材を整備し、授業や家庭学習で活用している、と答弁いたしました。

東影議員からは、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置について」質問がありました。地域に説明する前に統合案と再編スケジュールを発表したことにつきましては、少子化のスピードが益々加速する中で、学校地域協議会を設置し、地域の主体性に委ねて検討していくというこれまでの運営の仕方では意見がまとまりにくく、その間にも少子化が進む。そこで、子どもたちにとってより良い教育環境を充実させるため、行政が主体的に責任をもって取組方策を提示していくこととしたが、地域住民や保護者の不安を少しでも軽減するため、丁寧に説明をしながら進めていきたい、と答弁いたしました。

竹中議員からは、「部活動の地域展開「姫カツ」における保護者負担の軽減について」質問がありました。経済的負担への対応につきましては、国や県の補助金制度の検討状況について最新の情報収集に努め、支援に向けた働きかけを行うとともに、施設利用等に関する負担を軽減できるよう、公共施設の利用や必要な備品を使用できる仕組みを検討する。また、時間的負担への対応として、保護者及び生徒の負担とならない距離に姫カツクラブを配置するため登録団体及び指導者の募集を積極的に周知していく、と答弁いたしました。

嶋谷議員からは、「スポーツ行政について」2点の質問がありました。このうち、「自校外プールの活用事業」につきましては、本市は、川や海など豊かな自然が多く、水に親しむ機会が多いため、泳ぐ力は重要であり、今後も自校または自校外を含め、水泳運動ができる環境を整えていく、と答弁いたしました。

牧野議員からは、「姫路城保存活用計画、姫路城入城料値上げ、姫路城の管理及び所管について」質問がありました。姫路市立学校園における姫路城の活用状況につきましては、地理的な事情により姫路城に行けていない学校もあるが、全ての小学校の社会科の地域学習において姫路城について学習しているほか、総合的な学習の時間において姫路城をテーマに学んでいる学校もある、と答弁いたしました。

6月16日には、志政会の西村しのぶ議員、自由民主党の仁野央子議員、日本

維新の会の下林崇史議員から個人質疑・質問がありました。

西村議員からは、「子どもたちの食の安全や質、量を確保するための学校給食の食材に関する取組について」質問がありました。給食食材における地産地消の割合及び輸入食材の使用率の集計はないが、米は姫路市産 100%である。有機米と有機食材の使用率は、ともに 0%である、と答弁いたしました。

仁野議員からは、「学校給食調理場の環境改善について」及び「子どものプレーパーク（冒険遊び場）の普及について」質問がありました。このうち、「学校給食調理場へのエアコン設置」につきましても、従来からの長寿命化改修工事等大きな工事と合わせての整備に加え、今後は空調設備単独での整備を複数校まとめて実施することも計画している、と答弁いたしました。

下林議員からは、「公立小中学校再編に伴う協議方法」及び「安富町の古井家住宅（千年家）の屋根修復工事について」質問がありました。このうち、屋根修復工事の進捗状況につきましては、茅葺き屋根のほか、壁なども含めた修理工事の基本設計を行っている。現在、古井家住宅と神戸市にある国指定重要文化財である箱木家住宅に関する共同研究を神戸市と共同で進めており、県、文化庁との協議の結果、工事の開始は令和 9 年度以降となる見込みである、と答弁いたしました。

「4 予算決算委員会 全体会について」でございますが、6 月 17 日の全体会では、令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 1 回）の概要について説明いたしました。

「5 文教・子育て委員会について」でございますが、6 月 18 日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関しては、臨時的任用教職員の配置など市立学校職員が仕事と育児の両立支援制度の利用をためらうことがないような環境整備を推進されたい、姫路市立学校施設包括管理業務委託に関するサウンディング型市場調査の結果に関しては、市立学校園 137 施設を一括管理するには、市内業者の協力が不可欠と考えることから、サウンディング型市場調査の結果も踏まえ、市内業者を適正に活用した学校園の効率的かつ効果的な維持管理に向けてしっかり取り組まされたい、との意見がございました。

「6 予算決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、6 月 18 日の文教・子育て委員会の後に開催され、全体会と同じ議案を詳細に説明いたしました。分科会の主な審議内容といたしましては、分科会長口頭報告事項のとおり、子どもの学校改革応援事業に関して、このたびの寄附額で各学校の希望を全て実現できるのか、また、令和 7 年度は令和 6 年度と同じように支援先の学校を指定できるのか、との質問に対し、寄附額の範囲内でできる限り希望に沿うようなリノベーションを実施したい。また、令和 7 年度は地域間で過度な競争が生じないよう支援先の学校を設定せずに 1 つのプロジェクトとして寄附を募りたい、と答弁いたしました。

「7 新市立高等学校設置特別委員会について」でございますが、6 月 20 日

の特別委員会では、(仮称)新市立高等学校の開校に向けた取組について、説明いたしました。

「8 予算決算委員会 全体会について」でございますが、6月25日の全体会では、令和7年度姫路市一般会計補正予算(第2回)の概要について説明し、質疑を受けました。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

嶋谷議員の「自校外プール活用事業」の質問に対して、姫路は川や海があり、泳ぐ力は重要であり、今後も自校または自校外を含め、水泳運動ができる環境を整えていくと答弁していますが、川や海があるということは、水際での水難事故を含めた安全管理が重要だと思います。水難事故の予防や着衣泳などの実地訓練について、各校でどれくらい実施しているのでしょうか。また、自校外プールを活用している学校については、どのように訓練をしていますか。

(答)

水難事故を防ぐため、安全に関する学びをするよう各学校に伝えています。着衣泳についても、ほとんどの学校が、水泳授業の期間の最後の授業に行い、水難事故に備える学習をしています。民間施設を使って水泳の授業を展開している学校についても、当施設において、着衣泳等の安全にかかる学習を必ずするようにお願いしています。

(意見)

水難事故は、海開きや川開きの時期に起こりやすいので、水泳授業の最後の授業に訓練をするのでは遅いと思います。早い段階から重ねて実施することで安全管理が身に付くと思いますので、今後は子供たちの身に付くようなプログラムを取り入れていってください。

(答)

今後はさらに早い段階から、どのように水辺の危険から子供たちの安全を確保していくのかについて検討していきたいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 市施設における図書の貸出・返却サービスのモデル実施について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (城内図書館長 報告事項の2について説明)

「1 趣旨」でございますが、図書館が近くになく地域住民のため、現在、市内13か所で自動車文庫(移動図書館)を運行していますが、これに代わる効率

的な図書サービスへの移行を検証するためのモデル事業として実施するものでございます。

「2 モデル事業の概要」でございますが、8月22日の英賀保公民館を始めに行い、9月からは大塩公民館、伊勢公民館の計3か所で、指定する日にちに予約図書の貸出と返却の受付を行います。利用者は、事前に電話又はインターネットにより図書の予約を行っていただき、その本を公民館で受け渡します。デメリットとしましては、移動図書館のように、直接その場で本を選ぶことができません。この事業を通じて、ニーズの把握と運営上の課題の洗い出しを行い、今後のサービスの継続に向けて、来年度以降の事業設計を行うこととしております。

「3 今後の予定」でございますが、ホームページと広報ひめじへの掲載を行います。それから、自動車文庫の利用者と公民館の利用者に対して事業の周知を行うこととしております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(意見)

試みとしてはよいと思いますが、実施の曜日や時間帯が固定されているように思います。モデル実施として調査の目的で実施するのであれば、土日に実施をしたり、夕方の時間帯を入れるなど、色々なパターンを試してみないと事業のニーズが見えないと思います。

(答)

8月と9月の準備はすでに進んでいますので、それ以降については検討していきたいと思います。

(問)

本の貸出期間は2週間ですか。

(答)

翌月の同施設での実施の際に返却してもらうので、貸出期間は1か月です。

(問)

予約は何日前までにしないといけないのですか。

(答)

いつまでにというのを確約するのは難しく、受け渡せる日が決まったら、個別に連絡をするという形をとります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 本日の公開案件はこれで全て終了いたしましたので、傍聴者は退場してください。

なお、このあとの非公開案件の審議が終了しましたら、再度公開とし、傍聴することができます。

〔傍聴者退場〕

教育長

○ 傍聴者等の退場のため、委員会は暫時休憩します。

・・・〔非公開案件の審議〕・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、8月26日火曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、8月26日火曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、8月26日火曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長

○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

〔特になし〕

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時15分)